

さいたま市多子世帯利用者負担額軽減事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育てにかかる経済的負担の軽減を図り、子どもを生みやすい環境づくりを推進するため、さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例施行規則（平成27年さいたま市規則第70号。以下「規則」という。）第8条の規定に基づき、多子世帯に対し第3子以降が利用する場合の保育料を免除することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「保育所等」とは、次の各号に掲げるいずれかをいう。

- (1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園で子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項に定める市町村長の確認を受けたもの
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（認定こども園法第3条第1項の認定を受けたもの及び同条第9項の規定による公示がなされたものを除く。）で法第27条第1項に定める市町村長の確認を受けたもの
- (3) 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者

2 この要綱において、「多子世帯」とは、原則として、3人以上の子どもが同居している世帯をいう。

3 この要綱において、「対象児童」とは、次に掲げる者とする。

(1) 以下のアからエまでのいずれにも該当する者

ア 保育所等を利用している児童

イ 多子世帯の子どものうち、第3子以降に該当する子ども

ウ 保育が行われた年度の初日の前日において満3歳に達していない児童

エ 法第20条第3項により市町村から法第19条第3号の認定を受け法第27条第1項に定める特定教育・保育を受けた児童

ただし市町村から法第19条第3号の認定を受けた後、利用調整により特定教育・保育を受けられなかった期間中又は保育が行われた年度内に満3歳に達し、法第19条第2号の認定を受けた以後の最初の3月31日までの間に法第27条第1項に定める特定教育・保育を受けた児童を含む

(2) 以下のア及びイに該当する者

ア 前号アからウまでのいずれにも該当する者

イ 法第20条第3項により市町村から法第19条第3号の認定を受け、法第29条第1項に定める特定地域型保育を受けた児童

ただし市町村から法第19条第3号の認定を受けた後、利用調整により特定地域型保育を受けられなかった期間中又は保育が行われた年度内に満3歳に達し、法第19条第2号の認定を受けた以後の最初の3月31日までの間に法第29条第1項

に定める特定地域型保育を受けた児童を含む

4 この要綱において、「保育料」とは、次に掲げるいずれかの額とする。

- (1) 法第27条第3項第2号、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「施行令」という。）第13条及び第14条の規定により市が定める利用者負担額
- (2) 法第29条第3項第2号、施行令第13条及び第14条の規定により市が定める利用者負担額
- (3) 法附則第6条第4項の規定により市が定める利用者負担額

（申請）

第3条 保育料の免除を受けようとする児童の保護者は、さいたま市多子世帯利用者負担額免除適用申請書（様式第1号）を、免除を受けたい保育料が発生する月の末日までに、市長に提出しなければならない。

（補助資料の提出）

第4条 市長は、保護者が同一世帯に属さない兄弟姉妹をもつ児童を対象児童として申請するときは、対象児童の兄弟姉妹が次の各号に該当する場合に、住民票の提出を求めることができる。

- (1) 就学により遠隔地に居住している場合
- (2) その他特別な事情により遠隔地にいる場合

（決定）

第5条 市長は、第3条の規定にある申請があった場合において、保育料の免除を決定し、又は却下したときは、その旨をさいたま市多子世帯利用者負担額免除決定通知書（様式第2号）又はさいたま市多子世帯利用者負担額免除却下通知書（様式第3号）により保護者に通知するものとする。

（取消し等）

第6条 市長は、前条の規定により保育料の免除の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、保育料の免除の決定を取り消し、当該取消しに係る部分に関し免除した保育料に相当する額の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正の申請をしたとき。
- (2) 第2条第2項及び第3項に規定する要件に該当しなくなったとき。

2 市長は、前項の規定により保育料の免除の決定を取り消したときは、その旨をさいたま市多子世帯利用者負担額免除取消通知書（様式第4号）により保護者に通知するものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施にあたり必要な事項は、別に定める

ものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は制定の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年3月5日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年2月27日から適用する。